委員会提出議案第2号

瑞穂町議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年3月22日

提出者 瑞穂町議会議会運営委員会 委員長 古 宮 郁 夫

(提案理由)

議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、 委員選任に関する規定の見直しを行う必要があるので、本案を提出 する。

瑞穂町議会委員会条例の一部を改正する条例

瑞穂町議会委員会条例(昭和62年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に改め、同 条に次の1項を加える。

3 特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議され ている間在任する。

第6条中第2項を削り、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)

は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、 議長が指名することができる。

第6条中第3項及び第4項を削り、第5項を第3項とし、第6項 を第4項とし、第7項を第5項とする。

第12条の次に次の1条を加える。

(開会の特例)

- 第12条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下この条において「オンラインによる方法」という。)を活用して委員会を開会することができる。
 - (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責 に帰することができない事由により委員会を招集しようとす る場所に参集することが困難である場合
 - (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- 2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法によって出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第17条第1項中「委員会」の次に「(第12条の2(開会の特例) 第1項の規定により開会するものを除く。)」を加える。

第21条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が 定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織(委員会 又は委員長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下こ の項において同じ。)とその通知の相手方の使用に係る電子計算機 とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第25条 (代理人又は文書等による意見の陳述)において同じ。)を使用す る方法により行うことができる。

第25条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書 で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に 改める。

第26条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、 議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的 方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができ ない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の 用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合に おいて、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の 規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議 長が定めるものをもって代えることができる。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

瑞穂町議会委員会条例 新旧対照表

相位的成立女具云木内。 机口对尔文	
新	旧
目次 略	目次 略
第1章 通則	第1章 通則
第1条から第4条の2 略	第1条から第4条の2 略
(特別委員会の設置)	(特別委員会の設置)
第5条 略	第5条 略
2 特別委員 の定数は、議会の議決で	2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で
定める。	定める。
3 特別委員は、委員会に付議された事件が議	
会において審議されている間在任する。	
(委員の選任)	(委員の選任)
第6条 常任委員、議会運営委員及び特別委員	第6条
(以下「委員」という。)は、議長が会議に	
諮って指名する。ただし、閉会中において	
は、議長が指名することができる。	
2 略	略
	2 常任委員及び議会運営委員は、会期の始め
	に議会において選任する。
	3 特別委員は、議会において選任し、委員会
	に付議された事件が議会において審議され
	ている間在任する。
	4 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以
	下「委員」という。)は、議長が会議に諮っ
	<u>て指名する。ただし、閉会中においては、</u> 議長が指名することができる。
り、一時	
<u>3</u> 略	<u>5</u> 略
<u>4</u> 略	<u>6</u> 略
<u>5</u> 略	<u>7</u> 略
第7条から第11条 略	第7条から第11条 略
第2章 会議及び規律	第2章 会議及び規律
第12条 略	第12条 略
(開会の特例)	

- 第12条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下この条において「オンラインによる方法」という。)を活用して委員会を開会することができる。
 - (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延そ の他の委員個人の責に帰することができ ない事由により委員会を招集しようとす る場所に参集することが困難である場合
 - (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由に より委員会を招集しようとする場所に参 集することが困難である場合
- 2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法によって出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 オンラインによる方法を活用した委員会 の開会方法その他必要な事項は、議長が別 に定める。

第13条から第16条 略

(秘密会)

第17条 委員会(第12条の2(開会の特例)第1 項の規定により開会するものを除く。)は、 その議決で秘密会とすることができる。

2 略

第18条及び第19条 略

第3章 公聴会

第20条 略

(意見を述べようとする者の申出)

第21条 略

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、 委員長が定める電子情報処理組織(委員会 又は委員長の使用に係る電子計算機(入出 第13条から第16条 略 (秘密会)

第17条 委員会

は、

その議決で秘密会とすることができる。

2 略

第18条及び第19条 略

第3章 公聴会

第20条 略

(意見を述べようとする者の申出)

第21条 略

力装置を含む。以下この項において同じ。) とその通知の相手方の使用に係る電子計算 機とを電気通信回線で接続した電子情報処 理組織をいう。第25条(代理人又は文書等に よる意見の陳述)において同じ。)を使用す る方法により行うことができる。

第22条から第24条 略

(代理人又は文書等による意見の陳述)

第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、 又は<u>文書若しくは電子情報処理組織を使用</u> <u>する方法により</u>意見を提示することができ ない。ただし、委員会が特に許可した場合 は、この限りでない。

第4章 略

第5章 記録

(記録)

第26条 略

- 2 略
- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は記名押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

第6章 略

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

第22条から第24条 略

(代理人又は<u>文書</u>による意見の陳述) 第25条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、 又は文書で

意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第4章 略

第5章 記録

(記録)

第26条 略

2 略

第6章 略